

○南相馬市屋内遊び場条例施行規則

令和2年9月17日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市屋内遊び場条例（令和2年南相馬市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項の規定により、南相馬市屋内遊び場（以下「屋内遊び場」という。）の利用許可を受けようとする占用利用者は、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第1号）を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の申請は、利用しようとする日の3日前から受け付けるものとする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、屋内遊び場の管理運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用許可証の交付)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請を許可したときには、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書（様式第2号）を申請者に交付するものとし、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(物品販売等の許可の申請)

第4条 条例第9条の規定により、同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、屋内遊び場物品販売等許可申請書（様式第3号。以下「物品販売等許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、屋内遊び場物品販売等許可書（様式第4号）を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第12条の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、屋内遊び場多目的室利用（取消・制限・停止）決定書（様式第5号）により通知するものとする。

(利用料金の納入)

第6条 条例第25条の利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

(利用料金の減免及びその手続)

第7条 条例第27条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額
 - (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき 全額
 - (3) 市が後援する事業に利用するとき 5割
 - (4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額
- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第8条 条例第28条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額
 - (2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額
 - (3) 利用開始の日前10日までに利用の取消しについて申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 全額
 - (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 変更部分に相当する額
- 2 前項の規定により利用料金の全部又は一部の返還を受けようとする者は、屋内遊び場多目的室利用料金返還申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（公募に明示する事項）

第9条 市長は、条例第16条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 屋内遊び場の概要
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準
 - (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容
 - (4) 指定の期間
 - (5) 利用料金に関する事項
 - (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
 - (7) 申請者の資格要件
 - (8) 申請方法及び選定の基準
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- （指定申請書の提出等）

第10条 条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び收支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第11条 市長は、条例第18条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第12条 条例第21条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 屋内遊び場の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第13条 第2条、第3条、第5条から第8条まで、様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号の規定は、指定管理者に代わって、市長が屋内遊び場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同項第2号中「指定管理者が市長と協議して定める額」とあるのは「市長が定める額」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行により前に行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができる。

様式第1号（第2条、第7条関係）

年　月　日

屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書

指定管理者

申請者住所

氏　名

印

所属団体名

代表者氏名

電話番号

次のとおり、屋内遊び場多目的室を利用（利用変更・利用取消・利用料金減免）したいので申請いたします。

太線の中のみご記入願います。

1	利用目的		事業・行事名			※ 利用 料金
2	利用区分					
3	入場料徴収の有無	有（　　）・無				
4	利用日時	年	月	日	時 分～時 分	時間
		-----	-----	-----	-----	-----
		-----	-----	-----	-----	-----
5	入場予定人員	大人	人・子ども	人・計	人	
6	その他参考事項					
利用料金	円	減免後の 利用料金	円	納入月日	年　月　日	

上記施設の使用について、次の理由により利用料金の減免を申請いたします。

利用料金減免の理由 該当するものを○で 囲んでください。	南相馬市屋内遊び場条例施行規則第7条各号によるもの ・公共団体が公共的事業に利用するとき。 ・市内の児童生徒が教育活動として利用するとき。 ・市が後援する事業に利用するとき。 ・市長が特に必要と認めるとき。			
利用料金	減免根拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
円		100	円	円

備考 利用許可の変更・取消承認申請を行う場合は、利用許可書を添付のこと。

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書

氏名　　様

指定管理者　印

年　月　日　付けて申請のあった屋内遊び場多目的室の利用（利用変更・利用取消・利用料金減免）については、次のとおり許可（承認）します。

1	利用目的	事業・行事名	※ 利用 料金	
2	利用区分			
3	入場料徴収の有無	有（　　円）・無		
4	利用日時	年　月　日　時　分～　時　分	時間	
		年　月　日　時　分～　時　分	時間	
		年　月　日　時　分～　時　分	時間	
5	入場予定人員	大人　　人・子ども　　人・計　　人	円	
6	その他参考事項			
利用料金　　円		減免後の 利用料金　　円	納入月日	年　月　日

許可条件

- 1 利用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 3 収容人員を超えて入場させないこと。
- 4 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- 5 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 6 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。
- 7 利用許可を受けていない施設を使用しないこと。
- 8 許可を得ないで、屋内遊び場の建物及び施設内で物品販売や寄附の勧誘等を行わないこと。
- 9 事前に非常口及び避難経路を確認し、非常の際入場者を安全に避難誘導すること。
- 10 入場者の安全確保に十分配慮すること。
- 11 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

様式第3号（第4条関係）

年　月　日

屋内遊び場物品販売等許可申請書

南相馬市長

住　所
氏　名
電話番号

次のとおり、屋内遊び場において物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称									
利用施設名									
目的外利用の行為	利用日時	自：　　年　　月　　日　(　曜日)	時　　分　　から	至：　　年　　月　　日　(　曜日)	時　　分　　まで				
	行為場所								
	行為目的								
	行為責任者	住所							
		氏名							
	行為内容								
備考									

備考 多目的室で物品販売等を行う場合は、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

屋内遊び場物品販売等許可書

氏名

南相馬市長

印

年 月 日付けで申請のあった屋内遊び場における物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催物)名称									
利用施設名									
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日 (曜日)	時 分 から	至： 年 月 日 (曜日)	時 分 まで				
	行為場所								
	行為目的								
	行為責任者	住所							
		氏名							
	行為内容								
	備考								

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

屋内遊び場多目的室利用(取消・制限・停止)決定書

氏名

指定管理者

印

次のとおり、屋内遊び場多目的室の利用(取消・制限・停止)を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日 (曜日)	時 分	から
	至： 年 月 日 (曜日)	時 分	まで
	自： 年 月 日 (曜日)	時 分	から
	至： 年 月 日 (曜日)	時 分	まで
	自： 年 月 日 (曜日)	時 分	から
	至： 年 月 日 (曜日)	時 分	まで
取消・制限・停止の理由			
利用料金	円		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

屋内遊び場多目的室利用料金返還申請書

指定管理者

住　所
氏　名
電話番号

次のとおり、屋内遊び場多目的室利用料金の返還を申請します。

申請年月日	年　月　日	許可年月日	年　月　日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自：	年　月　日(　曜日)	時　分　から
	至：	年　月　日(　曜日)	時　分　まで
	自：	年　月　日(　曜日)	時　分　から
至：	年　月　日(　曜日)	時　分　まで	
	自：	年　月　日(　曜日)	時　分　から
至：	年　月　日(　曜日)	時　分　まで	
変更(取消) の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利用料金	円		
既納利用料金	円		
変更後利用料金	円		
返還額計	円		
備考			

- 1 利用許可書を添付してください。
- 2 太枠の中のみご記入願います。

様式第7号（第10条関係）

指定管理者指定申請書

年　月　日

南相馬市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

南相馬市屋内遊び場条例第18条第1項の規定に基づき、屋内遊び場の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 団体の経営状況等を説明する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類